（電磁的記録媒体による手続）

第十三条　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、公安委員会が定めるところにより、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第三号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一～五　略］

別記様式第１号（第８条関係）

第　　号

運転免許取得者等教育（更新時講習同等）終了証明書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の32の２第１項第３号イに掲げる基準に適合するものとして同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

所在地
名　称
管理者　　印

備考　［項を削る。］

［1］　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（フレキシブルディスクによる手続）

第十三条　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、公安委員会が定めるところにより、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第三号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

［一～五　同上］

別記様式第１号（第８条関係）

第　　号

運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書

写　真

押出し

スタンプ

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の32の２第１項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育の課程のうち運転免許取得者教育の認定に関する規則第４条第１号の表の八の項の上欄に掲げるものを終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

所在地
名　称
管理者　　印

備考　1　写真は、終了前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。